(2)　貨物運送のために使用する閉囲船楼から外板の外に通ずる排水管は、船舶がいずれの側に五度横傾斜した場合においてもフリーボード甲板の縁が水に没しないときにのみ、認められる。その他の場合には、現行の海上における人命の安全のための国際条約の要件に従って排水を船内に導かなければならない。

(3)　乗組員を配置した機関区域においては、機関の作動に関係のある主の及び補助の海水吸入管及び排出管は、そこで制御するものとしてさしつかえない。この制御装置は、容易に近づくことができるものであり、かつ、弁の開閉を示す指示器を備えなければならない。

(4)　管の上端の高さにかかわらず、フリーボード甲板下四百五十ミリメートルより下方の位置又は夏期満載喫水線の上方六百ミリメートル未満の位置で外板を貫通する排水管及び排出管は、外板に一個の逆止弁を備えなければならない。この弁は、(1)の規定により要求されない限り、管が十分な厚さのものであるときは、省略することができる。(7)の規定参照）

(5)　第十二規則の要件に適合する戸を備えていない船楼又は甲板室から導かれる排水管は、船外へ導かなければならない。

(6)　全ての外板取付物及びこの第二十二規則の規定によって要求される弁は、鋼、青銅その他承認された延性材料のものでなければならない。普通の鋳鉄又はこれに類似する材料の弁は、容認されない。この第二十二規則にいう全ての管は、鋼その他これと同等の材料のもので、主管庁が十分と認めるものでなければならない。

(7)　排水管及び排出管

(a)　十分な厚さが要求されない排水管及び排出管

(i)　外径が百五十五ミリメートル以下の管については、厚さが四・五ミリメートル未満であってはならない。

(ii)　外径が二百三十ミリメートル以上の管については、厚さが六ミリメートル未満であってはならない。

中間の大きさの外径の管については、一次補間法によって決定するものとする。

(b)　十分な厚さが要求される排水管及び排出管

(i)　外径が八十ミリメートル以下の管については、厚さが七ミリメートル未満であってはならない。

(ii)　外径が百八十ミリメートルの管については、厚さが十ミリメートル未満であってはならない。

(iii)　外径が二百二十ミリメートル以上の管については、厚さが十二・五ミリメートル未満であってはならない。

中間の大きさの外径の管については、一次補間法によって決定するものとする。

第二十二―一規則　廃物のシュート

(1)　フリーボード甲板より上方にある位置から閉じるための積極装置を備えた一個の逆止弁に代えてシュートのある作業甲板から制御される二個のゲート弁であって次の要件を満たすものは、認められる。

(a)　下方のゲート弁がフリーボード甲板より上方の位置から制御されること。二個の弁の間のインターロック装置を備えるものとする。

(b)　船内端は、指定された夏期フリーボードに対応する喫水において左舷又は右舷への八・五度の傾斜によって形成される水線の上方であるが、夏期水線の上方千ミリメートルを超えない位置に置くものとすること。船内端が夏期水線の上方〇・〇一Ｌを超える場合には、船内側の弁が就航状態において常に近づくことができることを条件として、フリーボード甲板からの弁の制御は、要しない。

(c)　(a)及び(b)に代えて、上方及び下方のゲート弁は、シュートの船内端でヒンジで止めた風雨密ふた及び排出ふたをもって代えることができること。これらのふたは、ホッパー・カバーが閉じられるまで排出ふたを制御することができないようにインターロックを備えなければならない。

(2)　シュート全体（ふたを含む。）は、十分な厚さの材料で造らなければならない。

(3)　ゲート弁又はヒンジで止めたふたの制御装置には、「使用しない時は閉鎖すること」と明確に表示しなければならない。

(4)　シュートの船内端が客船のフリーボード甲板より下方にあり、又は損傷時復原性の要件が適用される貨物船の平衡水線より下方にある場合には、

(a)　ヒンジで止めたふた又は弁の船内端は、水密でなければならない。

(b)　弁は、最高満載喫水線より上方の容易に近づくことができる場所に備えたねじ下げ逆止弁でなければならない。

(c)　ねじ下げ逆止弁は、隔壁甲板より上方の位置から操作するものとし、開閉を示す指示器を備えなければならない。弁の操作装置には「使用しない時は閉鎖すること」と明確に表示しなければならない。

第二十二―二規則　びょう鎖管及び鎖収納所

(1)　びょう鎖管及び鎖収納所は、外気にさらされる甲板まで水密でなければならない。

(2)　出入手段が設けられている場合には、当該手段は、堅固なふたで閉鎖され、かつ、ボルトにより狭い間隔で取り付けなければならない。

(3)　びょう鎖が導かれるびょう鎖管は、侵水を最小にするために恒久的に取り付けられた閉鎖装置を備えなければならない。

第二十三規則　舷窓、窓及び天窓

(1)　舷窓及び窓（ガラス付きのときは、これを含む。）、内ぶた並びに暴風雨用ぶた（注）は、承認された設計及び堅固な構造のものでなければならない。

注　内ぶたは、窓及び舷窓の内部に取り付けるものとし、暴風雨用ぶたは、近づくことができる場合には窓の外側に取り付け、かつ、ヒンジぶた又は取り外し可能なものとすることができる。

(2)　舷窓は、〇・一六平方メートルを超えない面積の円形又は楕円形の開口であると定義する。〇・一六平方メートルを超える面積の円形又は楕円形の開口は、窓として取り扱う。

(3)　窓は、原則として長方形の開口であって各隅において窓の大きさに比例した半径を有するもの及び〇・一六平方メートルを超える面積の円形又は楕円形の開口であると定義する。

(4)　次の区域舷窓は、ヒンジで止めた内ぶたを備えなければならない。

(a)　フリーボード甲板下の区域

(b)　閉囲船楼の内の区域

(c)　フリーボード甲板上の第一層の甲板室であって、下方に通ずる開口を保護するもの又は復原性の計算において浮力とみなされるもの

内ぶたは、フリーボード甲板より下方に取り付けられる場合には、閉鎖され、かつ、水密に定着することができるものでなければならず、当該甲板より上方に取り付けられる場合には、風雨密でなければならない。

(5)　舷窓は、その下縁が、夏期満載喫水線（指定される場合には、夏期木材満載喫水線）から上方に向かって船舶の幅（Ｂ）の二・五パーセント又は五百ミリメートルのうちいずれか大きい距離にある点を最下点として船側におけるフリーボード甲板に平行に引いた線より下方に位置するように設けてはならない。

(6)　要求される損傷時復原性の計算が、舷窓が浸水の中間段階において又は最終平衡水線において水に没することとなるようなものを示す場合には、当該舷窓は、非開閉型でなければならない。

(7)　次の位置においては、窓を取り付けてはならない。

(a)　フリーボード甲板下

(b)　閉囲船楼の第一層端の隔壁又は側部

(c)　復原性の計算において浮力とみなされる第一層の甲板室